

2023年度 第1回明石市社会福祉審議会

日 時：2023年(令和5年)7月25日(火) 14:00～
場 所：明石市役所議会棟 2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 交代委員の紹介

3 報告事項 明石市の福祉・こども関係重点施策

- (1) 第6次障害者計画及び障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)の策定について
- (2) 高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について
- (3) 福祉行政にかかる基金の整理について
- (4) その他の報告事項について
 - ・明石市障害者福祉専門分科会 開催状況について
 - ・待機児童対策の状況報告について

4 その他

5 閉 会

明石市社会福祉審議会 委員名簿

2023年7月25日現在

団体名等	役職名等	氏名
明石市連合まちづくり協議会	会長	吉川 正博
明石市民生児童委員協議会	副会長	柳瀬 進作
	主任児童委員部会長	河田 久美
明石市高年クラブ連合会	会長	河村 春喜
明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	四方 成之
明石障がい者地域生活ケアネットワーク	理事長	飯塚 由美子
明石市社会福祉法人連絡協議会	副会長	多田 佳史
明石市保健福祉施設協会	副会長	横山 光昭
明石市医師会	消化器内科医	吉田 俊一
明石市歯科医師会	理事	三木 直樹
兵庫県精神保健福祉士協会	理事	佃 正信
明石市ボランティア連絡会	会長	坂口 逸子
西明石サポーターリングファミリー	代表	松本 茂子
明石市立小・養護学校長会	王子小学校長	中井 尚人
明石市立中学校長会	衣川中学校長	小和 喜樹
明石市立幼稚園長会	高丘東幼稚園長	戒井 真利子
明石市立保育所長会	二見こども園長	谷河 敦美
神戸学院大学総合リハビリテーション学部	教授	◎阪田 憲二郎
関西福祉大学	名誉教授	佐伯 文昭
甲南女子大学人間科学部総合子ども学科	教授	○伊藤 篤
元児童相談所所長		竹内 良二
西神戸トラウマカウンセリングルーム	理事長	大上 律子
精神科医	精神科医	藤林 武史
浜田法律事務所	弁護士	前田 麻衣
明石市社会福祉協議会	参事	吉川 義明
	地域支援課長	山形 匡則
こども財団	常務理事	石角 義行
あかし保健所	所長	宮村 一雄

※◎委員長 ○委員長職務代理

次 第 3 報 告 事 項

明石市の福祉・こども関係重点施策

(1) 第6次障害者計画及び障害福祉計画（第7期）

- ・ 障害児福祉計画（第3期）の策定について

社会福祉審議会資料
2023年（令和5年）7月25日
福祉局障害福祉課

第6次障害者計画及び障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について

今年度、2024年4月から新たな計画期間とする「第6次障害者計画」及び「障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」の策定を予定していますので、以下のとおりスケジュール等を報告します。

1. 計画策定の趣旨

障害者計画は、障害者基本法の規定に基づき、明石市における障害施策全般にかかる理念や基本方針、施策目標等を定めるものです。また、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、明石市における障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための目標やサービスの利用見込量等を定めるものです。

次期計画は、現計画の取組の成果や課題、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、「あかしSDGs推進計画」が目指すまちづくりの基本理念である「誰一人として取り残さない」やさしいまちづくりの実現を大きな目標として策定します。

2. 計画策定の方針・計画期間

（1）計画策定の方針

これまで、明石市では障害者計画（計画期間：5年）と障害福祉計画・障害児福祉計画（計画期間：3年）を個別に策定してきたところですが、理念や目標など多くの部分で重複する内容が多く、また、計画期間が異なるため整合性を図ることが難しいという課題がありました。

そこで、今年度はこれらの計画を同時に策定する貴重な機会であることを踏まえ、両計画に規定すべき内容を包含した一つの計画として策定することとします。

（2）計画期間

2024年度から2029年度までの6年間を計画期間とします。

なお、3年ごとに国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づく検証を中間年である2026年度に実施し、必要に応じて計画の改訂を行います。

3. 年間スケジュール

時 期	内 容
2023 年 5～6 月	○市民アンケートの実施 ○障害福祉サービス等事業所アンケートの実施
6 月 23 日	○文教厚生常任委員会 ・策定スケジュール等の報告
7 月	○障害当事者団体等ヒアリングの実施
8 月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門分科 会合同会議 ・市民アンケート等の結果報告
10 月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門分科 会合同会議 ・計画（素案）の内容審議
12 月	○文教厚生常任委員会 ・計画（素案）の内容報告 ○パブリックコメントの実施（～2024 年 1 月）
2024 年 2 月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門分科 会合同会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画（最終案）の内容審議
3 月	○文教厚生常任委員会 ・計画（最終案）の内容報告

参考 策定する計画の概要

(1) 第6次障害者計画

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法第 11 条第 3 項
計画の概要	<p>【上位計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画（第 5 次）（内閣府） ・ 第 2 期ひょうご障害者福祉計画（兵庫県） <p>【計画に規定する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の定める障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本に、市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画を定める。

(2) 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法第 88 条（障害福祉計画） ・ 児童福祉法第 33 条の 20（障害児福祉計画）
計画の概要	<p>【上位計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省） ・ 第 6 期兵庫県障害福祉実施計画（兵庫県） <p>【計画に規定する内容】</p> <p>〈障害福祉計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <p>〈障害児福祉計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

次 第 3 報 告 事 項

明石市の福祉・こども関係重点施策

(2) 高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険

事業計画の策定について

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者いきいき福祉計画（老人福祉計画）」と「介護保険事業計画」を一体のものとして、3年間を期間とする「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）」を策定しています。

今年度で、第8期計画が最終年度となることから、本市の同計画に掲げた目標の達成状況、その成果や課題、また介護保険制度の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、国が掲げる基本方針に基づき、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」や福祉分野の上位計画である「明石ほっとプラン(明石市第4次地域福祉計画)」の基本理念との整合を図り、すべての高齢者が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるやさしい共生社会を目指し、第9期計画を策定します。

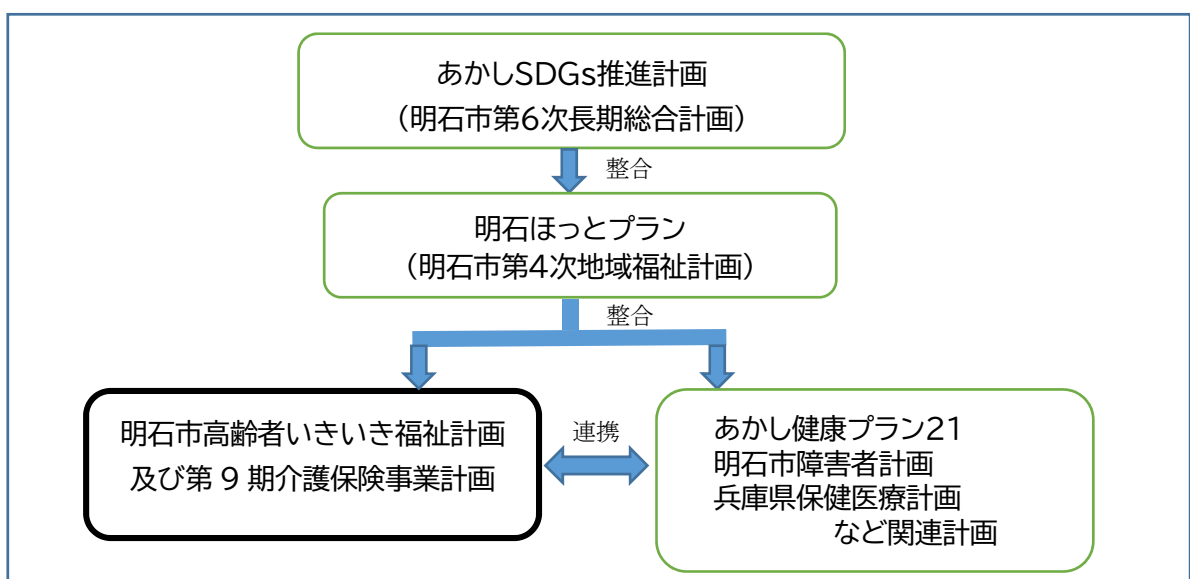
2 計画の概要

本計画では、本市の高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組みを定めます。

また、本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の円滑な実施の確保方策を定めるとともに、介護保険給付の財源となる第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料を決定します。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ



(2) 第9期計画の期間

2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3年間とします。

4 計画策定体制

計画策定に際しては、幅広い関係者の意見を計画に反映できる体制とするため、明石市社会福祉審議会の高齢者福祉に関する事項を調査審議するための機関である高齢者福祉専門分科会で審議してまいります。

5 今後のスケジュール（案）

月	内容
令和5年8月	第1回高齢者福祉専門分科会開催
10月	第2回高齢者福祉専門分科会開催
11月	第3回高齢者福祉専門分科会開催 ※第9期計画素案の提示
12月	定例会市議会へ第9期計画素案の報告
令和6年1月	パブリックコメントの実施
2月	第4回高齢者福祉専門分科会開催 ※パブリックコメント結果報告、第9期計画案の提示
3月	定例会市議会へ第9期計画案の報告

次 第 3 報 告 事 項

明石市の福祉・こども関係重点施策

(3) 福祉行政にかかる基金の整理について

福祉行政にかかる基金の整理について

1 目的

本市の福祉行政にかかる基金については、現在、「明石市福祉コミュニティ基金」と「明石市福祉施設整備基金」の2つがありますが、これらはその支出対象が、「地域ボランティア活動」や「高齢者の健康増進」、「施設の整備」など限定的です。このため、多様化していく福祉ニーズを充足するための施策への充実に支障があるほか、市民等からの福祉目的の寄付などの善意の受け皿として機能しにくいという課題が顕在化しています。

そこで、これら社会経済状況の変化や市民の福祉ニーズの多様化に即応でき、柔軟で分野横断的な福祉施策を効果的に実施し、本市の福祉施策及び市民サービスのさらなる底上げを図るとともに、基金財政の健全化を推進することを目的に、両基金の整理の方向性を検討するものです。

2 既存の基金の状況

（令和3年度決算時点）

基金の名称	明石市福祉施設整備基金	明石市福祉コミュニティ基金
設置根拠	明石市福祉施設整備基金条例	明石市福祉コミュニティ基金条例
基金残高	71,783千円	417,219千円
本来の用途	【収入】市民からの寄付 【支出】福祉施設の整備	【収入】市からの繰入を原資 【支出】・地域ボランティア福祉活動 ・高齢者等の保健福祉活動
収入及び支出状況	【収入】0円（平成18年度以降 収入無し） 【支出】0円（平成31年度以降 支出無し） ※直近の支出状況 ・明石子どもセンター及び総合福祉センター新館整備費 119,786千円（H30） ・ふれあいプラザあかし西整備費 58,277千円（H21）	【収入】0円 【支出】55,269千円（毎年同額程度を支出） ※直近の支出状況 ・高齢者地域活動推進事業 ・ふれあい会食事業 ・社会福祉協議会運営補助事業 など
課題	◆支出対象を「施設整備」に限定していることから、支出が難しく、寄付等収入がない要因の一つとなっている。 ◆収入を寄附金に頼っており、継続的、安定的な財政運営が難しい。	◆支出対象が「高齢者事業」と「地域ボランティア事業」に限定していることから用途が限定的。収入がない要因の一つとなっている。 ◆収入は基本的には市からの繰入。繰入理由が乏しく、追加繰入が見込めず、財政基盤が脆弱。

3 課題を踏まえた方向性

上記の両基金の課題を踏まえて、以下の方向性で検討します。

項目	方向性
(1) 基金の目的について	本市の状況や市民の福祉ニーズの多様化や変化に即応しつつ、柔軟で分野横断的な福祉施策を効果的に実施していくことにより、本市における福祉施策の充実及び地域福祉のさらなる向上を図っていきます。
(2) 基金財政の健全化について	市民等からの福祉目的の寄附やふるさと納税など、善意に対する幅広い受け皿としての機能を付与するとともに、減少している基金の健全化のため、両基金の一括化による財政基盤の脆弱性の解消を図ります。
(3) 基金の使途について	既存の支出先を維持しつつ、現在の福祉ニーズや施策に対応した基金の使途に改めます。 【例】高齢者福祉事業、障害者福祉事業、地域福祉事業、生活困窮者支援事業、福祉施設整備等事業など
(4) 支出方法について	基金使途の透明性の確保に向けて、市予算への計上を明記するなど、支出手続きを明確化します。
(5) 基金設置の方向性について	上記方向性に基づいて両基金を整理統合し、新たな基金条例とすることを検討します。

4 これまでの経過 及び 今後の予定

令和5年3月	令和5年3月議会 文教厚生常任委員会報告（基金の整理）
令和5年4月より	基金の骨子案の検討と作成
令和5年7月	社会福祉審議会報告
令和5年12月	基金条例議案提案（既存基金の廃棄含む）

次 第 3 報 告 事 項

明石市の福祉・こども関係重点施策

(4) その他の報告事項について

- ・明石市障害者福祉専門分科会 開催状況について
- ・待機児童対策の状況報告について

2022年度（令和4年度）明石市障害者福祉専門分科会開催状況について

障害者福祉専門分科会は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議します。また、同分科会に設置された審査部会は、医師である委員・臨時委員が、身体障害者手帳交付のための障害程度の審査と身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する意見付与を行うため、年6回持ち回りにより開催されています。

2022年度（令和4年度）の審査部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とさせていただきます。各会議の開催状況は次の通りです。

【審査部会】

〔第1回審査部会〕（書面開催）

開催期間：2022年（令和4年）5月6日～5月20日

審査件数：

- ①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・6件
うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件
（障害部位別内訳）

肢体不自由3件、聴覚障害1件、小腸機能障害1件、直腸機能障害1件

- ②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・11件

〔第2回審査部会〕（書面開催）

開催期間：2022年（令和4年）7月4日～7月21日

審査件数：

- ①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・7件
うち審査の結果非該当と認めたもの・・・3件
（障害部位別内訳）

肢体不自由4件、聴覚障害1件、呼吸器機能障害2件

- ②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・6件

〔第3回審査部会〕（持ち回り・書面開催）

開催期間：2022年（令和4年）9月1日～9月16日

審査件数：

- ①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・7件
うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件
（障害部位別内訳）

肢体不自由4件、呼吸器機能障害2件、心臓機能障害1件

- ②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・3件

- ③身体障害認定基準の運用に関する諮問事項

「遷延性意識障害を伴う廃用性症候群を原因とする障害の認定について」

[第4回審査部会] (書面開催)

開催期間：2022年(令和4年)11月1日～11月15日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・6件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・1件

(障害部位別内訳)

肢体不自由1件、聴覚障害2件、直腸機能障害1件、呼吸器機能障害1件

肝臓機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・4件

[第5回審査部会] (持ち回り・書面開催)

開催期間：2023年(令和5年)1月4日～1月17日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・5件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

(障害部位別内訳)

肢体不自由5件、

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・1件

[第6回審査部会] (書面開催)

開催期間：2023年(令和5年)3月1日～3月14日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・5件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

(障害部位別内訳)

肢体不自由5件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・3件

《2023年度(令和5年)の審査部会開催予定》

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)書面開催予定

[第1回審査部会] (書面開催)

開催期間：2023年(令和5年)5月1日～5月16日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・5件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

(障害部位別内訳)

肢体不自由4件、呼吸機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・9件

以上

待機児童対策の状況について

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、保育所等の受入枠増を図ってきましたが、就学前児童数の増加や保育所利用希望者の大幅な増加により、令和4年4月1日現在で100人の待機児童が発生しました。

このような状況の中、令和4年度の施設整備により226人の受入枠を確保し、令和5年4月1日現在の待機児童数は、44人となり56人減少しました。

令和5年度は、230人の受入枠の拡充計画を立て施設整備を行うとともに、引き続き保育士確保に向けた施策を行い、待機児童対策に取り組めます。

＜令和4年度の施設整備状況について＞

保育所の新設2園、小規模保育事業所1園、保育所や市立幼稚園の認定こども園移行など様々な取組みにより、あわせて226人拡充しました。(下表参照)

NO	内容	施設数	合計
1	保育所	2	136
2	小規模保育事業所	1	12
3	保育所や幼稚園の認定こども園移行等		78
受入枠合計		3	226

【参考：就学前児童数と認可保育所の申込児童数等の推移（2018～）】

	2018.4	2019.4	2020.4	2021.4	2022.4	2023.4
就学前児童数(A)	16,745	17,049	17,233	17,071	17,157	17,156
利用定員数	5,863	7,085	7,488	8,564	9,145	9,371
申込児童数(B)	7,149	7,729	8,265	8,451	8,776	9,266
利用児童数	6,321	6,997	7,322	7,888	8,381	8,751
保育所等申込率(B/A)	42.7%	45.3%	48.0%	49.5%	51.2%	54.0%
待機児童数	571	412	365	149	100	44

※受入枠は子育て安心プランの利用定員数から幼稚園預かり保育事業の枠を除いた数値